

GID（性同一性障害）学会は、国連諸機関による「強制・強要された、または非自発的な断種の廃絶を求める共同声明」を支持します。

2019年3月25日
GID（性同一性障害）学会
理事長 中塚幹也

WHO等の国連諸機関は、2014年5月30日に「強制・強要された、または不本意な断種の廃絶を求める共同声明」を発表しました（注1）。この共同声明は、特定の集団、すなわちHIV陽性者、障がいのある人々、先住民族、民族的マイノリティ、トランスジェンダーおよびDSD（Differences of sex development）の人々などにおいて、不妊となる手術などによる断種が行われている実態について述べ、これらの本人の同意に基づかない医療処置は、健康・情報・プライバシーに関する権利、生殖に関する権利、差別されない権利、拷問と残酷及び非人道的又は侮辱的取り扱い又は処罰からの自由に関する権利など、様々な公文書が保障する人権を侵害するものであるとして強く非難しています。

特に、トランスジェンダーが「出生証明書および他の法的文書における性別記載を望む性に変更するために、断種を含む、様々な法的・医学的要件を満たさなければならないこと」を人権侵害の例として挙げ、「この手術要件は、身体の完全性・自己決定・人間の尊厳の尊重に反するものであり、トランスジェンダーの人々に対する差別を引き起こし、また永続させるものである。」としています。

2017年3月、本学会理事会では議論の後、この国連諸機関の共同声明「強制・強要された、または不本意な断種の廃絶を求める共同声明」を支持することとしました。しかし、総会において、トランスジェンダー当事者等から、日本においては「性同一性障害当事者が自ら求める身体的治療が保険適用となっていない、また全国的に診療拠点が少なく十分な保健医療サービスが受けられない状況にある」との指摘とともに、本学会が共同声明の支持を表明することで、一般市民や政府に対して、「トランスジェンダー当事者すべてが手術療法を求めている」との誤解を生むのではないかと懸念の声が上がり、意見の一致を見ませんでした。

その後も本学会は、身体的治療の保険適用、人材育成による診療拠点の拡充に向けて推進し、2018年4月には、性同一性障害当事者への手術療法の保険適用が実現しました。このような社会状況の変化もあり、2019年3月24日の本学会総会において再び、国連諸機関の共同声明「強制・強要された、または不本意な断種の廃絶を求める共同声明」を支持することについての議論がなされ承認されました。

そして今、本学会は、国連諸機関の共同声明「強制・強要された、または不本意な断種の廃絶を求める共同声明」を支持することを表明いたします。

また同時に、本学会では、今後もトランスジェンダー当事者、特に性同一性障害当事者が求める保健医療サービスの確保のために、身体的治療の実質的な保険適用（注2）を求めるとともに、診療拠点の拡充を推進します。

注1) Eliminating forced, coercive and otherwise involuntary sterilization: an interagency statement, OHCHR, UN Women, UNAIDS, UNDP, UNFPA, UNICEF and WHO
https://www.unaids.org/sites/default/files/media_asset/201405_sterilization_en.pdf

注2) 2018年4月に性同一性障害に関わる手術療法は保険適用となったが、ホルモン療法が自費診療で行われる場合には、混合診療の観点からホルモン療法に続く手術療法は保険適用と認められていない。一般的に性別適合手術に先行してホルモン療法が行われる現状から、ほとんどの性別適合手術は自費診療で行われている。